

**京都府立丹後郷土資料館再整備基本・実施設計等業務
に係る公募型プロポーザル募集要領**

1 事業の趣旨・目的

京都府立丹後郷土資料館は、昭和 45 年の開館以後半世紀以上に渡り、郷土についての歴史、考古、民俗資料等の保存及び活用を図り、府民の文化的向上に資する施設として活動を行ってきた。しかし、施設の老朽化が進み、また、博物館に求められる役割が多様化・高度化していることから、地域の歴史文化の学習拠点のみならず観光の拠点としても活動を推進するため、本館の耐震補強工事を含む改修、新設する本館北側別棟や別館（駐車場を含む。）の整備を目的とした基本・実施設計を行おうとするものである。

2 業務概要

- (1) 業務名 京都府立丹後郷土資料館再整備基本・実施設計等業務
- (2) 業務内容 別紙「建築設計業務委託特記仕様書」及び「設計概要」のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日から令和 6 年 6 月 28 日まで
- (4) 委託上限額 106,054,300 円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格

本業務に参加を希望する者は、次に掲げるすべての要件を全て満たす単体企業又は設計共同企業体であること。設計共同企業体については、建築分野と展示分野を担当する 2 者で構成される企業体であることとし、建築分野を担当する構成員はすべての要件を、展示分野を担当する構成員は(1)から(8)までの要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては更生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 京都府税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- (4) 技術提案募集に係る公告の日から委託候補者特定の日までの期間に、京都府の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
 - ア 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

- オ 暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している者
- カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者
- キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて技術提案に参加しようとする者
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。
- (7) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定による一級建築士事務所の登録簿に登録されていること。
- (8) 直接的かつ恒常的な雇用関係にある一級建築士が 2 名以上所属していること。
- (9) 管理技術者及び意匠担当主任技術者は、技術提案に参加する者と直接的かつ 3 箇月以上の恒常的な雇用関係にあること。また、管理技術者は、一級建築士の資格を取得後、10 年以上の実務経験があること。
- (10) 平成 19 年度以降に完工した、延床面積が 1,000 m²を超える建築物の新築、改築、増築又は改修に係る基本又は実施設計業務の元請けとしての実績を有すること。

4 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府教育庁指導部文化財保護課企画調整係（京都府庁 1 号館 1 階）
電話 075-414-5896 FAX 075-414-5897
メールアドレス bunkazai@pref.kyoto.lg.jp

(2) 募集要領等の配布

ア 配布期間：令和 4 年 10 月 7 日（金）～令和 4 年 11 月 16 日（水）
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

イ 配布場所及び受付場所

上記(1)の担当部署で配布するほか、京都府教育委員会ホームページ「入札情報」
(<http://www.kyoto-be.ne.jp/kyoto-be/nyusatsu.html>) からダウンロードできる。

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限：令和 4 年 10 月 24 日（月）正午

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所：(1)に同じ。

ウ 提出方法：持参（平日の午前 9 時～午後 5 時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）

エ 提出書類：別紙「参加表明書及び技術提案書作成要領」参照

オ 参加表明書に関する質疑・回答

(ア) 受付期間：公募開始日～令和 4 年 10 月 17 日（月）正午まで（必着）

(イ) 質疑方法：質疑書（様式 2）に必要事項を記入の上、持参のほか、郵便、FAX 又は電子メールにより、上記イに提出すること。

(ウ) 回答日時：令和 4 年 10 月 19 日（水）

(エ) 回答方法：質問への回答は京都府教育委員会ホームページ「入札情報」

(<http://www.kyoto-be.ne.jp/kyoto-be/nyusatsu.html>) に掲示し、個別に

は回答しない。

(4) 技術提案書の提出要請

上記(3)の提出書類をもとに、別紙「京都府立丹後郷土資料館再整備基本・実施設計等業務に係る公募型プロポーザル評価基準」(以下、「評価基準」という。)に基づき、京都府立丹後郷土資料館再整備基本・実施設計等業務に係る公募型プロポーザル選定会議(以下、「選定会議」という。)において、技術提案書の提出を求めるものとして評価点上位の5者程度を選定し、技術提案書提出要請書を送付する。(送付予定日：令和4年11月1日(火))

(5) 技術提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限：令和4年11月16日(水)正午

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所：(1)に同じ。

ウ 提出方法：持参(平日の午前9時～午後5時まで)又は郵送(書留郵便に限る。)

エ 提出書類：別紙「参加表明書及び技術提案書作成要領」参照

オ 技術提案書に関する質疑・回答

(ア) 受付期間：技術提案書提出要請後から令和4年11月7日(月)正午まで(必着)

(イ) 質疑方法：質疑書(様式2)に必要事項を記入の上、持参のほか、郵便、FAX又は電子メールにより、上記イに提出すること。

(ウ) 回答日時：令和4年11月9日(水)

(エ) 回答方法：質問への回答は京都府教育委員会ホームページ「入札情報」

(<http://www.kyoto-be.ne.jp/kyoto-be/nyusatsu.html>)に掲示し、個別には回答しない。

5 評価方法等

(1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

技術提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

なお、日時、場所については、技術提案書提出要請とあわせて通知する。

(3) 評価方法

参加表明書、技術提案書について、評価基準に基づき、外部有識者の意見(採点等)を聴取した上で評価する。

(4) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者の内、(3)の総合点が最も高い者を、選定会議において契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、委託業務参考見積価格の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で委託業務参考見積価格を再作成し、再提出された委託業務参考見積価格の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ ア、イにかかわらず、総合点が60点未満の場合は、候補者として選定しない。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は失格とする。

- ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 本募集要領に示した技術提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ 委託業務参考見積価格の金額が2(4)の委託上限金額を超える場合
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 評価に係る外部有識者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

6 審査結果の通知・公表

技術提案書の提出を求める者の選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、候補者選定後、技術提案者全員に選定又は非選定の結果を通知する。候補者選定結果通知日翌営業日に、下記項目において京都府教育委員会ホームページ公募型プロポーザル選定結果等において公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

なお、技術提案書の提出を求める者として選定されなかった者及び技術提案書を提出した者のうち、委託候補者として特定されなかった者は、本通知書の翌日から起算して5日以内に、書面（様式任意）により4(1)の担当部署に対して、非選定理由に係る説明を請求することができる。

【公表事項】

- (1) 候補者の名称、総合点及び選定理由
- (2) (1)以外の参加者の名称及び総合点
 - ※(1)以外の参加者の名称は五十音順、総合点は点数順で表記する。
 - ※参加者が2者の場合、選定されなかった参加者の得点は公表しない。
- (3) 外部有識者の所属及び役職名並びに氏名

7 契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と京都府との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。
- (2) 受託者は契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、京都府会計規則159条第2項各号のいずれかに該当する場合は契約保証金を免除する。
- (3) 契約代金の支払いについては、精算払いのほか、保証会社の保証を条件として業務着手後に各会計年度の履行高予定額の3割以内の額を前払い金として請求できる。
- (4) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。
- (5) 基本設計完了時に、部分引き渡しに係る支払いを請求することができる。ただし、各年度における支払限度額を超えて、請求はできない。

8 留意事項

(1) 参加及び辞退に係る取扱

- ア 参加表明書及び技術提案書については、1者につき1提案に限る。
- イ 参加表明書の提出後に辞退する場合は、具体的な理由を付して書面により届け出るものとする。(様式任意)

(2) 提出された書類に係る取扱い

- ア 提出された書類は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、京都府情報公開条例に基づき取り扱うこととする。
- イ 提出のあった書類は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
- ウ 提出された書類は返却しない。
- エ 技術提案書等の著作権は提案者に帰属するが、公表等の使用については、提案者は承諾するものとする。
- オ 技術提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。
- カ 提出した書類の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、府から指示があった場合を除く。
- キ 書類を提出した後、府が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。

(3) その他

- ア 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- イ 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位とする。
- ウ 参加者が1者の場合は、本プロポーザル手続を中止することがある。
- エ 本業務及び本業務に直接関係する他の設計業務等の受託者及びその関連企業(会社法(平成17年法律))第2条に規定する親会社と子会社の関係にある者及び親会社を同じくする子会社同士にある者、又は、一方の会社の役員が他方の会社役員をかねている者)は、今後発注する予定の京都府立丹後郷土資料館改修工事の受注者となることはできない。
- オ 新型コロナウイルス感染症への対応に伴い、4の(5)の技術提案書の提出期限等については、日時等の変更を行う場合がある。変更を行う場合は、技術提案書の提出を求める者に対して、4の(1)の担当部署から通知を行う。